

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨

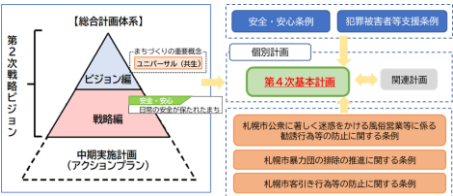
札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例及び(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例に基づき、**安全で安心なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援**を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定
- 2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

日常生活の身近なところで発生する犯罪(例:自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯など)
- 3 基本的な考え方
 - ・安全で安心なまちづくり
 - 「犯罪を誘発する機会」を減らすための取組
 - ・犯罪被害者等支援
 - 犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与
- 4 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間
- 5 計画の位置付け

【犯罪を誘発する機会とは】

- ・照明がなく暗い
- ・周囲に人がおらず誰も見ていない
- ・遮蔽物があり見通しが悪い
- ・インターネットやSNSを悪用する者との接触



・「第2次札幌市まちづくり戦略的ビジョン」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画として位置付け

・犯罪被害者等支援などの分野において、「ユニバーサル(共生)」の視点を踏まえた取組を推進

第2章 犯罪の現状と課題(1)

- 1 犯罪の状況
 - ・札幌市の刑法犯認知件数は平成13年(2001年)をピークに令和3年(2021年)まで減少を続け、**令和4年(2022年)から増加に転じた**(令和3年:8,633件、令和4年:9,650件、令和5年:11,263件)
 - ・令和5年の札幌市の**刑法犯認知件数11,263件**のうち、**窃盗犯は7,628件**と約7割を占めている
 - ・窃盗犯7,628件のうち、最も多い手口は**自転車盗3,365件**
 - ・令和5年の札幌市の子どもの被害件数は**4,088件**と、全体(11,263件)の約4割を占めている
 - ・令和5年の高齢者の特殊詐欺被害件数は**58件**と、全体(76件)の約8割を占めている
- 2 市民意識の実態
 - ・札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思う人の割合は増加(令和2年度:38.1%→**令和6年度:46.4%**)
- 3 第3次計画の検証

- (1) 成果指標の達成状況
- ・基本目標である「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」に向けた成果指標として、数値目標を設定
 - ・成果指標1は令和4年(2022年)から増加しており、街頭犯罪の増加等が認知件数に影響したものと考えられる。
 - ・成果指標2はほぼ横ばいで推移。新型コロナウイルス感染症の流行により、市民の外出する機会や人と接触する機会が減ったことで、防犯意識の醸成に影響したものと考えられる。
 - ・成果指標3はこの5年間で8.7ポイント増加。令和4年(2022年)6月から開始した「**ながら見守り活動**」登録制度の普及が防犯活動を行っている市民の割合の増加要因と考えられる。

成果指標	基準値	実績値	目標値
1 刑法犯認知件数	11,718件(平成30年)	11,263件(令和5年)	9,000件未満(令和6年)
2 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	89%(令和元年度)	84.6%(令和6年度)	95%(令和6年度)
3 地域で防犯活動を行っている市民の割合	7.5%(令和元年度)	16.2%(令和6年度)	25%(令和6年度)

第2章 犯罪の現状と課題(2)

- (2) 重点テーマの達成状況
- ・第3次計画では、「子どもの安全」を重点テーマに設定し、重要な取組と達成目標を設定
 - ・達成目標1は、毎年度小学生を対象に体験型の防犯教室を実施しており、令和5年度(2023年度)末時点で達成
 - ・達成目標2は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、「ながら見守り活動」登録制度の開始が令和4年(2022年)6月となったが、日常生活の中で「防犯」を意識して周囲を見守る活動は負担感が少なく、多くの市民に受け入れられているものと分析
 - ・達成目標3は、補助金の活用を促進するため、補助限度額の増額などの見直しを行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内会において防犯カメラ設置に関する合意形成を得ることが困難な状況が生じたため、申請台数が伸び悩んだものと分析

上段:重点取組/下段:達成目標	目標値	実績値
基本方針1の重点取組「子ども110番の家」関連講座の開催 1 防犯関連講座の実施回数	10回 (令和2~令和6年度)	17回 (令和2~令和5年度)
基本方針2の重点取組「ながら防犯の推進」 2 ながら防犯活動の登録人数	10,000人 (令和2~令和6年度)	6,837人 (令和4~令和5年度)
基本方針3の重点取組「町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付」 3 町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数	500台 (令和2~令和6年度)	268台 (令和2~令和5年度)

4 第3次計画の総括と方向性

- 【取組について】
- ・第3次計画の基本施策のうち、出前講座等を通じた広報啓発、「ながら見守り」活動による地域防犯活動の促進、防犯カメラ設置補助による地域環境の安全性を高める取組については概ね着実に実施
 - ・令和2年(2020年)8月からは犯罪被害者等支援制度を創設し、犯罪被害者等支援に関する施策を推進
 - ・令和4年(2022年)4月からは札幌市引き取り行為等の防止に関する条例を施行し、社会的な問題に対策を実施

【成果指標について】

成果指標1について

- ・平成13年(2001年)をピークに減少を続けてきたが、令和4年(2022年)から増加
- ・刑法の改正に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により停滞していた社会経済活動の回復が人流の増加につながり、街頭犯罪の増加に影響を与えたものとみられる
- ・特に自転車盗はコロナ前より増加しており、窃盗犯の約4割を占めることから課題と認識
- ・刑法犯認知件数のうち子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が依然としており、子どもの安全を確保するための取組をさらに推進する必要

成果指標2について

- ・第3次計画策定時からほぼ横ばいで推移
- ・防犯意識の向上は、犯罪被害に遭うリスクのみならず、自らが加害者になるリスクの低減にもつながることから、今後も引き続き取り組むべき課題と認識
- ・特に特殊詐欺は高齢者を中心に被害が拡大しており、闇バイトのような新たな犯罪行為を生む温床にもなっていることから、より効果的な広報啓発の展開が必要
- ・インターネットやSNSを悪用した犯罪が後を絶たないことから、さらなる被害拡大の防止が課題と認識

成果指標3について

- ・一定の増加は見られたものの目標値には達していない
- ・「ながら見守り」活動登録制度をはじめとする、防犯活動の市民参加のさらなる促進が課題と認識

【第3次計画の総括】

札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思う人は着実に増加しており、**第3次計画の成果が表れているものと分析(令和2年度:38.1%→令和6年度:46.4%)**

今後の方向性

第3次計画において実施してきた**市民の防犯意識を高め、刑法犯認知件数を減少させていく取組**を引き継ぐとともに、課題である**自転車盗対策、子どもの安全確保に向けた取組、特殊詐欺やインターネット・SNSを通じた犯罪被害防止対策**などの充実を図り、**闇バイト等の新たな課題に対する対策**を講じることが必要

第3章 計画の構成

- 1 基本目標**
 【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現
- 2 基本方針と基本施策**
- 基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める**
- 安全で安心なまちづくりに関する市民の理解を深めるためには、防犯知識や防犯意識を持つことの大切さについて、子ども、女性、高齢者といった対象者に応じた手法を検討し、きめ細かく広報・啓発を行っていくことが重要
- 基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる**
- 安心して生活できる安全な地域とするためには、市民一人ひとりが防犯意識を高めたうえで、防犯活動を通じ構築されたネットワークを活用しつつ、地域全体で課題を共有し、地域が一体となって連携・協力をしていくことが重要
- 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める**
- 犯罪が起きにくいまちづくりの推進には、道路や公園などの公共空間の安全性を高めるような環境整備や支援を行っていくこと、また、歓楽街における環境改善を進めていくこと、公共事業等から暴力団を排除することが重要
- 基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する**
- 犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の目的を達成することが重要
- ※ 基本施策は次ページに記載

3 重点テーマ
 第4次計画では以下の重点テーマとして設定し、進捗状況を適切に把握するため関連する取組に達成目標を設定

重点テーマ	設定理由
子どもの安全	心身ともに成長・発達の過程にある子どもは、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではなく、子どもが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあり、刑法犯認知件数のうち子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が依然として続いている
高齢者の安全	市内の高齢化がさらに進行していく中で、高齢者を狙った犯罪は今後増加していくことが懸念されている。特に、特殊詐欺については、近年、インターネットやSNSを介した詐欺が増加するなど、手口が複雑・多様化しており、令和5年度（2023年）の全国における特殊詐欺被害にあった8割が高齢者であった。このような犯罪に対して、高齢者は抵抗力や防御力が乏しい場合があり、特に配慮が必要

達成目標を設定

重点テーマ	達成目標	基準値	目標値（累計）
1 子どもの安全	関連講座の実施回数	- (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「ながら見守り活動」登録制度における事業者等の登録件数	215件 (令和5年度)	1,000件 (令和11年度)
2 高齢者の安全	関連講座の実施回数	- (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「高齢者の安全」に関する情報発信の回数	- (令和7年度)	150回 (令和11年度)

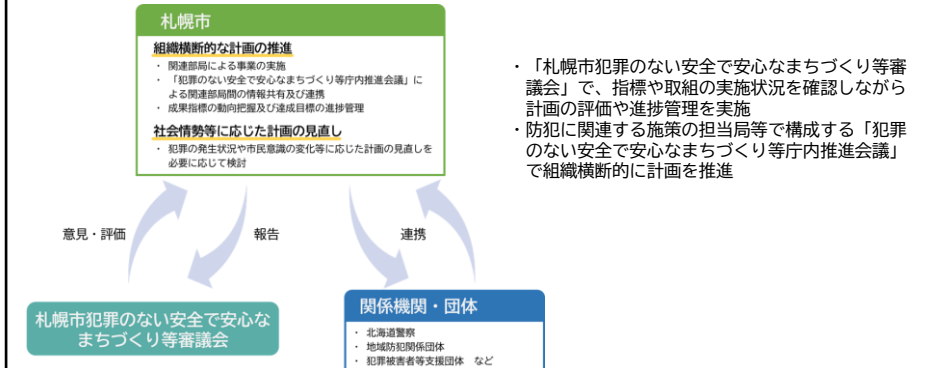
- 4 成果指標**
- 第3次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定
 - 最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる状態であることから、この実現に向けた必要な指標を基本方針や重点テーマを踏まえて設定

成果指標	基準値	目標値	関連の深い基本方針及び重点テーマ					
			基本方針				重点	
			1	2	3	4	1	2
1 刑法犯認知件数	11,263件 (令和5年)	9,000件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
2 刑法犯認知件数に占める子どもの被害件数	4,088件 (令和5年)	3,200件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
3 刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数	665件 (令和5年)	530件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
4 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	84.6% (令和6年度)	95% (令和11年度)	○				○	○
5 地域で防犯活動を行っている市民の割合	16.2% (令和6年度)	25% (令和11年度)		○				○
6 犯罪被害者等への支援が必要だと思う市民の割合	84.2% (令和6年度)	90% (令和11年度)					○	

第4章 計画体系と取組

※ 次ページに記載

第5章 計画の推進体制



【重点】：重点テーマ ○：新規事業 ◎：レベルアップ事業

【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

基本方針	基本施策	取組		
<p>1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める</p>	<p>1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供</p> <p>2 子どもに関する防犯力の向上【重点】</p> <p>3 女性の防犯力向上</p> <p>4 高齢者等の防犯力向上【重点】</p>	<p>○01 市民に対する啓発活動の実施</p> <p>○02 防犯に関する出前講座の実施</p> <p>○03 地域単位での犯罪情報等の共有</p> <p>◎04 SNS等を活用した防犯に関する情報発信</p> <p>◎05 闇バイトの防止に関する啓発</p>	<p>◎06 住まいの防犯対策の啓発</p> <p>07 防犯教育DVDの貸出</p> <p>08 消費者月間街頭啓発</p> <p>09 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発</p> <p>10 デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進</p>	<p>11 ティーンズナビさっぽろによる情報発信</p> <p>12 動物遺棄・虐待防止の啓発</p> <p>13 不審者情報等の情報共有</p> <p>14 第三者暴力行為防止の啓発</p> <p>15 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起</p>
<p>2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる</p>	<p>1 地域における防犯活動の促進</p> <p>2 協働による連携体制の充実</p> <p>3 地域と一体となった子どもの見守り【重点】</p> <p>4 女性の犯罪被害防止の取組の推進</p> <p>5 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進【重点】</p>	<p>◎16 防犯教室等の実施</p> <p>◎17 インターネットトラブル対策の充実</p> <p>18 学生の地域のまちづくり参加促進</p> <p>19 子どもの地域のまちづくり参加促進</p>	<p>20 地域安全マップづくりの推進</p> <p>21 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業</p> <p>22 「命を大切に指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知</p>	<p>23 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施</p> <p>24 安全教育の実施</p>
<p>3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める</p>	<p>1 市民自らが行う環境整備の促進</p> <p>2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等</p> <p>3 歓楽街等を対象とした環境改善</p> <p>4 暴力団等の排除</p>	<p>◎31 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施</p> <p>◎32 犯罪被害予防のための啓発の実施</p> <p>33 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施</p>	<p>25 女性に対する広報啓発の実施</p> <p>26 犯罪防止教育等の実施</p> <p>27 (再掲) 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発</p> <p>28 (再掲) デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進</p>	<p>29 (再掲) ティーンズナビさっぽろによる情報発信</p> <p>30 痴漢被害防止のための啓発の実施</p>
<p>4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する</p>	<p>1 地域における防犯活動の促進</p> <p>2 協働による連携体制の充実</p> <p>3 地域と一体となった子どもの見守り【重点】</p> <p>4 女性の犯罪被害防止の取組の推進</p> <p>5 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進【重点】</p>	<p>◎34 「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援</p> <p>35 顕彰制度の実施</p> <p>36 町内会が設置する防犯カメラに対する補助</p> <p>37 札幌地区防犯協会連合会への支援</p>	<p>38 地域防犯活動への財政的支援</p> <p>39 市民意見反映の仕組みづくり</p> <p>40 地域の交流・連携による防犯力向上支援</p>	<p>41 市民活動サポートセンターの運営</p> <p>42 市民活動プラザ星園の運営</p> <p>43 フラッシュライト貸出による放火防止対策の実施</p>
		<p>44 「安全・安心どさんこ運動」の普及促進</p>	<p>45 安全で安心なまちづくりに関する連携の促進</p>	<p>46 北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催</p>
		<p>◎47 (再掲) 「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援</p> <p>48 子ども110番の家に取り組む地域への支援</p> <p>49 公用車における見守り活動の実施</p> <p>50 「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施</p>	<p>51 子どもに係る事件調査</p> <p>52 中学校区青少年健全育成推進会への支援</p> <p>53 札幌市青少年育成委員会への支援</p> <p>54 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査</p>	<p>55 札幌市オレンジリボン協力員制度</p> <p>56 児童虐待への対応</p> <p>57 スクールガードの配置</p>
		<p>58 女性の犯罪被害防止に向けた連携</p> <p>59 性暴力相談窓口の設置</p>	<p>60 母子保健における児童虐待予防強化事業</p>	<p>61 困難を抱える若年女性支援</p>
		<p>62 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進</p>	<p>63 札幌市消費者被害防止ネットワーク</p>	<p>64 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業</p>
		<p>65 (再掲) 町内会が設置する防犯カメラに対する補助</p> <p>66 防犯カメラの適正な設置運用の促進</p> <p>◎67 (再掲) 住まいの防犯対策の啓発</p>	<p>68 札幌市商店街地域力向上支援事業 (SDGs型)</p> <p>69 私設街路灯設置等に対する補助</p> <p>70 地域の環境美化に対する支援</p>	<p>71 不適正管理空き家に関する相談体制の整備</p>
		<p>◎72 障害児通所事業所等性被害防止対策設備等補助金</p> <p>73 公共空間の安全性の確保・維持</p>	<p>74 地下鉄駅等の安全対策</p> <p>75 こども110番の駅取組</p>	<p>◎76 地下鉄車内防犯カメラの設置</p> <p>77 安全・安心な学校施設等の整備</p>
		<p>◎78 迷惑行為の防止</p>	<p>79 関係機関や地元関係者との連携</p>	<p>80 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会</p>
		<p>81 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進</p> <p>82 暴力団排除に関する排除活動への支援</p>	<p>83 札幌地区暴力追放センター協議会への支援</p>	<p>84 市営住宅への暴力団員の入居制限</p>
		<p>◎85 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発</p> <p>◎86 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発</p>	<p>87 犯罪被害者等の支援に関する職員研修の実施</p>	
		<p>88 総合的対応窓口等における対応</p> <p>89 住民基本台帳の閲覧制限等</p> <p>90 市税各種証明書の発行制限</p>	<p>91 (再掲) 性暴力相談窓口の設置</p> <p>92 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居</p>	<p>93 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用</p> <p>94 選挙人名簿抄本の閲覧制限</p>
		<p>◎95 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援</p>		
		<p>96 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援</p>		